

平成 31 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

- 1 招集年月日 平成 31 年 3 月 5 日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 31 年 3 月 18 日（月）（午前 9 時 00 分）
- 4 出席議員 （12 名）

1 番 津田久美子	2 番 江島 高明	3 番 山路 善己
5 番 井上 容子	6 番 竹内 正毅	7 番 中西 友子
8 番 北 守	9 番 坪井 信義	10 番 奥川 直人
11 番 山口 和宏	12 番 風口 尚	13 番 小林 豊

5 欠席議員 なし

6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 東 博明	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 北岡 明
保健福祉課長 藤川 健	産業振興課長 西野 公啓	建 設 課 長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局参事 田村 優
病院老健事務局長 中世古憲司	地域づくり推進室長 里中 和樹	地域共生室長 奥野 良子
生活環境室長 見並 智俊	監 査 委 員 中村 功	

7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一 同 書 記 川口 文香 同 書 記 上村 文彦

8 議事日程 【追加議案・討論・採決】

第 1 会議録署名議員の指名

8 番 北 守 君

9 番 坪井 信義 君

- 第 2 議案第 1 号 玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 2 号 玉城町法定外公共物の管理に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 3 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 号 玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について

- 第 9 議案第 8 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 第10 議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第11 議案第10号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について
- 第12 議案第11号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第13 議案第12号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第13号 玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第15 議案第14号 玉城町水道法施行条例の一部改正について
- 第16 議案第15号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第16号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について
- 第18 議案第17号 平成30年度玉城町一般会計補正予算（第4号）
- 第19 議案第18号 平成30年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第20 議案第19号 平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2
号）
- 第21 議案第20号 平成30年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第21号 平成30年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第22号 平成30年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第24 議案第23号 平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第24号 平成30年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第25号 平成30年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第26号 平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第27号 平成30年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第28号 平成31年度玉城町一般会計予算
- 第30 議案第29号 平成31年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第31 議案第30号 平成31年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第32 議案第31号 平成31年度玉城町山村振興事業特別会計予算

- 第33 議案第32号 平成31年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第34 議案第33号 平成31年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第35 議案第34号 平成31年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第36 議案第35号 平成31年度玉城町病院事業会計予算
- 第37 議案第36号 平成31年度玉城町水道事業会計予算
- 第38 議案第37号 平成31年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第39 議案第38号 平成31年度玉城町下水道事業会計予算
- 第40 発議第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第41 選挙第 1号 伊勢広域環境組合議会議員選挙について
- 第42 発議第 2号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開議)

◎開会の宣告

○議長（山口 和宏）開会します。ただ今の出席議員数は、12名で定足数に達しております。

よって、平成31年第1回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

8番 北 守 君

9番 坪井 信義 君

の2名を指名します。

◎上程議案に対する討論・採決

○議長（山口 和宏）これから、議事に入ります。日程第2 議案第1号 玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、ないし、日程第17 議案第16号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正についてを一括議題にします。

只今、一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会及び、教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

はじめに、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 委員長 竹内 正毅 君

○総務産業常任委員会委員長（竹内 正毅）議長から、総務産業常任委員会審査の報告

を求められましたので、只今、議題となっております議案の審査結果をご報告します。

去る、3月8日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第1号 玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、ないし、議案第16号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について、14件の議案審査を、3月11日午前9時から、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7名の委員により審査を行いました。その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をいたします。

議案第1号 玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、委員から、年間を通して、原動機付自転車の放置はあるのか、他の自治体の条例を見ると、自動二輪も含まれているが、検討したのかとの質問に、税務住民課参与から、原付の放置については、過去3年間で1件です。自動二輪も含めるかどうかの検討も重ねましたが、原付同様、放置台数が少ないと思われますので、この条例に含めることは、考えておりませんとの答弁でした。また、他の委員から、第5条第2項に防犯登録を受けるように努めるとあり、また、住所・氏名を明記するよう努めるとあるが、強制ではなく努力義務という認識で良いのかとの質問に、税務住民課参与から、努力義務ということで、罰則規定も設けておりません。住所や氏名を記載頂いてあると、早期に所有者に連絡できますし、盗難防止にも繋がると考えますので、住所や氏名を明記するということは、努力義務ということで考えておりますとの答弁でした。本案に対する討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 玉城町法定外公共物の管理に関する条例の制定について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案に対する質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

議案第5号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 玉城町職員の旅費等に関する条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部

改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号 玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 14 号 玉城町水道法施行条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 和宏）5 番 井上 容子 君

○5 番（井上 容子）議案第 1 号の玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、質問させていただきます。本来でしたら行政の方への質問の時に質問すべきことであったのかもわかりませんが、お許してください。自転車防犯登録について、努力義務との答弁を受けておられたと思います。国の定めた法律では、登録を受けなければいけないと義務化されておりますが、法律が義務にしている項目において、条例が努力義務でよいというふうな答弁だったのでしょいかということが 1 点と、もう 1 点、住所氏名の明記について、自転車への住所氏名の明記についてでございますが、委員会での質問内容に、スーカークの心配があるのであれば、うんぬんのくだりがあったかと思うんですけど、罰則規定もないので、個人の判断で明記しなくてよいとのことでしたが、防犯上、心配のある内容を住民の努めとして条例に明記しているということでしょうか。

○議長（山口 和宏）6番 竹内 正毅 君

○総務産業常任委員会委員長（竹内 正毅）総務産業常任委員会としましても、努力義務ということで考えておりますので、お願いします。

○議長（山口 和宏）他にございませんか。「質疑なし」と認めます。

これで、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 中西 友子 君

○教育民生常任委員会委員長（中西 友子）議長から教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております議案の審査結果をご報告いたします。

去る、3月8日の本会議において本委員会に付託されました、議案第8号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についての2議案の審査を、3月11日午前9時45分から第1委員会室において、町長、副町長及び、教育長並びに、関係職員の出席のもと、5名の委員により審査を行いました。その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして、審査結果の報告をします。

まず、議案第8号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び、運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第1号 玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 和宏）5番 井上 容子 君

○5番(井上 容子)議長のお許しをいただきましたので、議案第1号 玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、反対の立場から発言させていただきます。

一つ目に、第1条の目的に町民生活の安全を図りと明記されているにも関わらず、第5条第2項において、該当自転車に住所及び、氏名又は、名称を明記するように努めなければならないと定めておられます。近年、一人暮らしの方の空き巣被害防止のために自転車への住所控える方向であり、また、ストーカー被害防止や子どもの誘拐防止の観点からは、住所氏名の記載は推奨されておられません。町民生活の安全に関する条例として、町民に対し努めを課すには防犯上、不適切な項目であり、条例の記載内容について再度、検討の必要があると考えます。二つ目に、防犯登録の義務でございますが、条例では受けるよう努めなければならないという表現で努力義務となっておりますが、国の定めた法律では、平成6年頃から登録を受けなければならないと義務化されており、三重県においては7年毎の更新手続きも必要になっております。法律が義務にしている項目において、条例が努力義務ということに関しまして矛盾があると考えます。以上、二つの理由をもって、反対とさせていただきます。

○議長(山口 和宏)次に、賛成者の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏)10番 奥川 直人 君

○10番(奥川 直人)それでは、議案第1号 玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

この議案は先程、総務産業の3月11日に開催されました、総務産業常任委員会の竹内委員長からも報告にあったように、委員会で慎重に審議し、委員全員で賛成、可決されたものであります。そもそも、この条例の目的はですね、先程、井上議員さんも言われましたが、公共の場における自転車等の放置を防止することで、道路、通行上の通行機能の確保、また町民生活の安全、さらに快適な生活環境を確保しようとするものであります。この条例制定で、自転車の放置を無くすルールを示し、町民の総意で自転車の放置を無くしていこうとする意義あるものだと思います。そのような中で、反対の趣旨にありましたように、ストーカーの問題とかいうこともおっしゃられておりましたが、いろんな理由を申されておりましたが、自転車に住所や氏名を記載することは不要と申されているわけであります。自転車と申しましてもですね、いろいろこれは種類があります。子どもの自転車、学生が使う自転車、大人が使う高級な自転車もありですね、また、企業とか商店とかで使う自転車もあり、幅広く広域に自転車ととらまえる必要があるかと思っております。そしてまたこの条例では、住所や氏名を明記することについてはですね、各自それぞれの努めという形でですね、所謂、記入は自由という形にしております。しかしながら先程言われましたように、国は義務付けをしているということでもありますけれども、これも義務ということで強制力はない。町が言っている努力義務

と同等という判断をしてもいいのかなとこのように思っています。このことで条例制定に対する反対という意味が私は分からないというふうに、私は分かりません。幅広く条例の意義というものを考えたうえで判断すべきだと、私はこのように思っています。

私はこの条例が速やかに実施され、そして、しっかりと町民のみなさんに周知をされ、この玉城町の放置自転車がなくなること、そして生活面、そして環境面で一層改善されることを期待するところであります。議員のみなさんは、この条例制定にご賛同されますようお願いを致します。以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山口 和宏）他にございませんか。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、議案第1号 玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 玉城町法定外公共物の管理に関する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第2号 玉城町法定外公共物の管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第3号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第4号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 町長、副町長及び、教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第5号 町長、副町長及び、教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定すること

に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第6号 玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号 について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第7号 玉城町手数料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び、運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第8号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び、運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定すること

に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第10号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第11号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 12 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号 玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 13 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 13 号 玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号 玉城町水道法施行条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 14 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 14 号 玉城町水道法施行条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 15 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 15 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 玉城町下水道事業受益者負担金条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 16 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 16 号 玉城町下水道事業受益者負担金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 17 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）ないし、日程第 39 議案第 38 号 平成 31 年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。只今、一括議題としました各議案については、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 委員長 風口 尚 君

○予算決算常任委員会委員長（風口 尚 君）議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告致します。

去る 3 月 8 日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第 17 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）、ないし、議案第 38 号 平成 31 年度玉城町下水道事業会計予算について、22 件の議案審査を、3 月 11 日午前 10 時から及び、3 月 12 日午前 9 時から、第 1 委員会室において、町長、副町長並びに教育長また関係職員の出席と議長同席のもと、11 名の委員により審査を行いました。その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案について、審査結果の報告をいたします。

まず、平成 30 年度補正予算審議における主な質疑と審議結果は次のとおりであります。

議案第 17 号 平成 30 年度 玉城町一般会計補正予算（第 4 号）については、歳入補正の町税、たばこ税における増収の動向及び、地方交付税の決算収入見込み、町税滞納繰越に対する徴収取り組みについての質疑応答がありました。

また、歳出補正では、職員研修負担金、自治区交付金など負担金及び交付金、補助金の精査状況について、また、業務委託料、工事請負費に関連する各事業の進捗状況や予算精査の状況について質疑応答がありました。

なお、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号 平成 30 年度 国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について特定健康診査にかかる取り組みと財源確保についての質疑応答がなされましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 19 号 平成 30 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 20 号 平成 30 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 21 号 平成 30 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 22 号 平成 30 年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号 平成 30 年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 24 号 平成 30 年度 玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 25 号 平成 30 年度 玉城町水道事業会計補正予算（第 3 号）については、給水収益の計上について及び、漏水事故における減免の考え方についての質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号 平成 30 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 27 号 平成 30 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、平成 31 年度当初予算審議における主な質疑と審議結果は、次のとおりであります。

まず、議案第 28 号 平成 31 年度 玉城町一般会計予算については、歳入において、町税等滞納繰越の徴収取り組みについてや、各事業における国庫補助金、県補助金など財源確保についての質疑応答がありました。また、歳出においては、施政方針に示された新規事業、重点施策にかかる予算や具体的な取り組みの事業計画についてや、地籍調査及び、公共土木事業における課題問題の状況についての質疑のほか、福祉・産業部門における補助、支援施策にかかる予算についての質疑応答がなされました。この他にも多くの質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 29 号 平成 31 年度 玉城町国民健康保険特別会計予算については、国民健康保険料及び、保険給付費の積算背景にある医療費動向について、また、保険料収納取り組みについての質疑応答がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 30 号 平成 31 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 31 号 平成 31 年度 玉城町山村振興事業特別会計予算については、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 平成31年度 玉城町農業集落排水事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 平成31年度 玉城町介護保険特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 平成31年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成31年度 玉城町病院事業会計予算については、公立病院の経営健全化について質疑応答がありましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 平成31年度 玉城町水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 平成31年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予算については、通所、訪問介護における業績低下に伴う事業見直し、経営健全化の取り組みについて、質疑応答がありましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 平成31年度 玉城町下水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案を可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略することに決定しました。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第 17 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 17 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 17 号 平成 30 年度 玉城町一般会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号 平成 30 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 18 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 18 号 平成 30 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 平成 30 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 19 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 19 号 平成 30 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号 平成 30 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 20 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 20 号 平成 30 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号 平成 30 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 21 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 21 号 平成 30 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号 平成 30 年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 22 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 22 号 平成 30 年度 玉城町介護保険特別会計補

正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成30年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第23号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第23号 平成30年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成30年度 玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第24号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第24号 平成30年度 玉城町病院事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成30年度 玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第25号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 25 号 平成 30 年度 玉城町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 30 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 26 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 26 号 平成 30 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 平成 30 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 27 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 27 号 平成 30 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 31 年度 玉城町一般会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 28 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 28 号 平成 31 年度 玉城町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 31 年度 玉城町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 29 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 29 号 平成 31 年度 玉城町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 31 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 30 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 30 号 平成 31 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号 平成 31 年度 玉城町山村振興事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 31 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 31 号 平成 31 年度 玉城町山村振興事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号 平成 31 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 32 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 32 号 平成 31 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号 平成 31 年度 玉城町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 33 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 33 号 平成 31 年度 玉城町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号 平成 31 年度 玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 34 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定すること

に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 34 号 平成 31 年度 玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号 平成 31 年度 玉城町病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 35 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 35 号 平成 31 年度 玉城町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号 平成 31 年度 玉城町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 36 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 36 号 平成 31 年度 玉城町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号 平成 31 年度 玉城町介護保険施設事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 37 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 37 号 平成 31 年度 玉城町介護保険施設事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号 平成 31 年度 玉城町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 38 号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 38 号 平成 31 年度 玉城町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、追加議案の審議を行います。

日程第 40 発議第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

提出者、北 守 君より、趣旨説明を求めます。8 番 北 守 君

○8 番 (北 守) 日程第 40 発議第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案理由を申し述べます。

本議案は、現規定の宿泊料の範囲内では、宿泊先を見つけることが困難な場合が多いため、県内市町の状況を鑑み、改正するとともに、玉城町においても、町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正がされたことから、同様に車賃を整備するために、所要の改正を行うものです。

○議長 (山口 和宏) 趣旨説明は終わりました。

お諮りします。

本案に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決しました。

これより、本案を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 41 選挙第 1 号 伊勢広域環境組合議会議員選挙についてを議題にします。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名いたします。

伊勢広域環境組合議会議員に、津田久美子君を指名します。

お諮りします。

只今、指名しました、津田久美子君を伊勢広域環境組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、只今、指名いたしました津田久美子君が、伊勢広域環境組合議会議員に当選されました。只今、当選されました津田久美子君が、議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知をします。

次に、日程第 42 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。
議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定によって閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで、平成31年第1回玉城町議会定例会を開会します。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。 町長、辻村 修一 君

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり、挨拶をさせていただきます。今期定例会に提案の議案につきまして、全て原案可決を賜りました。それぞれの予算あるいは、条例等に基づいて引き続き町政を推進をさせていただきます。議員の皆さん方におかれましても変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) 一言、お礼を申し上げたいと思います。平成31年度の当初予算を本日全会でお認めいただきましたことを心より感謝申し上げますと共に、先程、町長からお話があったように、31年度になった以上は、参与におかれましても町長のもと、しっかりと新事業も所信表明でされているなか、しっかりと予算配分していただいて、しっかりと31年度町民の付託に応えていただきますようよろしくお願いしたいと思います。また、新たに5月1日から新しい年号になると決まっておりますので、新しい年号で心機新たに、町の発展にみなさんでご尽力いただきますよう、よろしくお願いして、一言とさせていただきます。ご苦労さまでした。

(午前10時15分 閉会)